

市議会だより

平成27年2月号

〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1

羽曳野市議会事務局 Tel.072-958-1111

<http://www.city.habikino.lg.jp/17gikai/index.html>

もくじ

- 1 第4回定例会
編集委員会より
- 2 議案審議表
定例会のあゆみ
次回定例会日程
総務文教常任委員会報告
- 3～7 一般質問

平成26年第4回定例会報告

一般質問・委員会報告等



写真提供：羽曳野写真連盟（食とみどり技術センターにて）

土曜議会開催 2月28日(土) 午前10時から

市議会では、皆さまに議会をより身近に感じていただくために、平成27年第1回定例会第2日目に「土曜議会」を開催します。市長の施政方針に対する各会派の代表による質疑が予定されていますので、ぜひお越しください。

第4回定例会

平成26年第4回定例会は、12月1日から12月22日まで22日の会期で開催しました。

今定例会では、平成26年度一般会計および各特別会計の補正予算、子ども・子育て支援法の制定に伴う、羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定や羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例など20件の議案、福祉・保育職員の処遇改善と人材確保に関する意見書1件、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙1件などが上程されました。

議案についての審議結果と10名の議員による一般質問の内容、総務文教常任委員会での審査概要等について報告いたします。

編集委員会より

今号の市議会だよりは、平成26年第4回定例会の様様をお伝えします。市議会のホームページでは「声の市議会だより」として、掲載した内容を音声でお聴きいただけるようになっています。

また、平成27年第1回定例会では上記のご案内のとおり、土曜議会も開催いたします。市民の皆さまの傍聴をお待ちしております。

2月を迎え、寒さもこれからが本番です。ご自愛くださいますよう議員一同お祈り申し上げます。

《市議会だより編集委員会》

松村 尚子	嶋田 丘	外園 康裕
日和 千賀子	林 義和	金銅 宏親
樽井 佳代子		

☆第4回定例会で審議された案件と議決結果

議案番号	件 名	結 果
報告 34	専決処分の報告について（平成26年度羽曳野市一般会計補正予算（第3号））	承認
議案 59	羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について	原案可決
60	羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
61	羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	即日原案可決
62	羽曳野市情報公開条例及び羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	即日原案可決
63	羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	即日原案可決
64	羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	即日原案可決
65	平成26年度羽曳野市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
66	平成26年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	即日原案可決
67	平成26年度羽曳野市公共下水道特別会計補正予算（第2号）	即日原案可決
68	平成26年度羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第2号）	即日原案可決
69	平成26年度羽曳野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	即日原案可決
70	平成26年度羽曳野市水道事業会計補正予算（第2号）	即日原案可決
71	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	即日原案可決
72	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	即日原案可決
73	平成26年度羽曳野市一般会計補正予算（第5号）	即日原案可決
74	平成26年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	即日原案可決
75	平成26年度羽曳野市公共下水道特別会計補正予算（第3号）	即日原案可決
76	平成26年度羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第3号）	即日原案可決
77	平成26年度羽曳野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	即日原案可決
78	平成26年度羽曳野市水道事業会計補正予算（第3号）	即日原案可決
意見書 8	福祉・保育職員の処遇改善と人材確保に関する意見書	即日原案可決
選挙 4	羽曳野市選挙管理委員及び補充員の選挙について	選出

☆議案に対する各議員の状況（全会一致でない議案の賛否）

「○」は賛成 「×」は反対

議案番号	結 果	市民クラブ				日本共産党				公明党			大阪維新の会			自由民主党 議員団		羽曳野 無所属の会	
		花川 雅昭	金銅 宏親	樽井佳代子	吉田 恭輔	広瀬 公代	嶋田 丘	笹井喜世子	若林 信一	外園 康裕	笠原由美子	通堂 義弘	田仲 基一	日和千賀子	上敷 弘治	松村 尚子	松井 康夫	今井 利三	林 義和
議案 59	原 案 可 決	—	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議長（花川雅昭）は議長職のため採決には加わらず。

定例会のあゆみ
11月26日(木) ○議会運営委員会 ○幹事長会議
12月1日(月) ○本会議第1日目 ・議案審議
12月9日(火) ○本会議第2日目 ・一般質問（5議員質問） ○幹事長会議
12月10日(水) ○本会議第3日目 ・一般質問（5議員質問） ○幹事長会議
12月12日(金) ○総務文教常任委員会 ○幹事長会議
12月16日(火) ○議会改革特別委員会 ・政務活動費について ○議会運営委員会 ○本会議第4日目 ・委員長報告 ・追加議案審議等 ○市議会だより編集委員会

平成27年第1回定例会日程
第1回定例会は、次の日程で開催する予定です。開議時間は、10時からです。
2月18日(水) 議会運営委員会
2月24日(火) 本会議（提案説明・施政方針表明）
2月28日(土) 本会議（施政方針代表質疑）
3月4日(水) 本会議（一般質問）
3月5日(木) 本会議（一般質問）
3月6日(金) 予備日
3月9日(月) 本会議（議案審議）
3月11日(水) 総務文教常任委員会
3月12日(木) 総務文教常任委員会予備日
3月16日(月) 民生産業常任委員会
3月18日(水) 民生産業常任委員会予備日（午後）
3月20日(金) 建設企業常任委員会
3月26日(木) 本会議（委員長報告等）
（ただし、この日程は、議事の都合により、一部変更させていただく場合があります。）

委員長 林 義和
（羽曳野無所属の会）
 総務文教常任委員会では、付託を受けた3件の案件を審査しました。
 【羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について】
 ◎主な質疑は
 ・現時点では政令が示されておらず、利用者負担額が定められないなかで、何故今定例会で審議するのか。
 ・公立幼稚園の利用者負担額が増える見込みであるが、緩和措置等について
 審査の結果、保護者に関心の高い利用者負担額を示して審議すべきなどとして反対する者2名、一方、4月からの円滑なスタートに必要な条例であり、国の動向を注視して、着実に事業を進めるよう要望し、賛成とする者3名の、賛成多数により、原案どおり可決すべきものと決しました。
 【羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について】
 審査の結果、窓口の利便性に主眼を置くことを要望し、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
 【平成26年度羽曳野市一般会計補正予算（第4号）】
 ◎主な質疑は
 ・放課後児童クラブの施設改修内容について
 ・財政調整基金繰入金の使途と繰入後の見込額について
 審査の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

一般質問

笠原由美子（公明党）

《高齢者のボランティアポイントについて》

●質問 2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会を作る事が極めて重要な課題。重要な点が大きく2点、1点目が住みなれた地域で自分らしい生活を継続する為のサービスを充実させる地域包括ケアシステムの構築。2点目が元気な高齢者は、要介護にならない為の生きがい作りや社会参加の促進、介護予防に繋がる諸施策を展開する必要がある。また高齢者自身の介護予防の為に地域貢献をしながら介護予防に繋がる高齢者のボランティアポイント制度に対する市の考えを質問する。

●答弁 各地域でサロンやカフェ等、高齢者が集う場が創設。パソコン教室や手芸教室、会食会等校区婦人会や老人クラブ等が中心となり様々な活動に取り組み社会福祉協議会や地域福祉担当課とも連携し取り組みを支援。ボランティア活動のポイント制度は65歳以上の高齢者を対象とし介護保険施設等のボランティアに対しポイントを付与、施設ボランティアだけでなく、ごみ出し等在宅高齢者を支援するサービスも対象とする等共助も含めた支え合いの制度とし活用を検討。又ポイントの還元方法として市の特産品や観光や産業との連携も含め幅広く検討を考えている。

●要望 高齢者のボランティアポイント制度の素地ができ上がっていると確信。初めてボランティアポイント制度導入質問と要望をしたのが平成23年。いよいよ事業化が検討される処まで来た事に感謝。来年度から地域包括ケアシステムが実施をされ住み慣れた家、地域、人との繋がりは、共助として成り立つもの、ボランティアポイント制度は最たる取り組みであり、出来るだけ早い時期に事業がスタートする事を要望。

《子ども・子育て支援新制度について》

●質問 保育料など利用者が最も重要と考える項目が審議されるが、幼稚園、保育園の両園に重なる4点質問①新制度における保育料の算出基準②現行の保育料の階層区分について③所得税区分から住民税に変わる事での影響④平成29年3月末までの経過措置は具体的にどのような措置をとるのかを質問。

●答弁 ①新制度に於ける保育料は国が定める上限額の範囲で市町村が定める。②市として引き続き従前通り細かな18階層を予定している。③モデル園を設定し、保育料が現行と比較してどのように変化するか試算中④29年度までの激変緩和策については、今議会に上程の条例の附則、経過措置において、公立幼稚園の保育料の平成29年3月31日までの間の経過措置を予定している。

●要望 新制度は、幼稚園と保育所の良い処を一つに認定こども園の普及を図る。待機児童を減らす。子育てしやすい働き易い社会環境を作る。幼児期の子育て支援の充実と質の向上がポイント。そして平成29年度までの激変に対しての緩和措置をしっかりと取る事を強く要望。

嶋田 丘（日本共産党）

《教職員の多忙化解消に向けて》

●質問 教職員の多忙化がとりざたされているが羽曳野市の実態とその影響や多忙化解消の取り組みはどうか。また、多忙化解消の方策として、クラブ活動の外部委託化がうちだされたが、教育的観点からみてどうか。

●答弁 支援を要する児童、生徒の増加や多様化する保護者要望等の対応で授業の準備などが遅くなっているのは否めない。個人負担を軽減するため、学校全体で取り組むようにしている。クラブ活動の外部委託を実施するには、指導は学校教育活動の一環として、指導は学校の在り方や内容の検討及び制度の見直しが必要となる。

●質問 多忙化で日常の教育活動に支障をきたすことがあつてはならない。多忙化解消対策はどうか。解消には人的配置に勝るものはないがその考えは。クラブ活動外部委託化は教師と生徒の人間関係の希薄化を招くのでは。

●答弁 教職員の時間外勤務の把握や、業務内容の把握を行なっている。人的配置は、必要に応じて考えていきたい。クラブ活動の外部委託は、管理責任の問題や、制度上の課題もあり、根本的な見直しが必要と考えている。

《府教育長のパワハラ発言について》

●質問 府教委教育長が女性の教育委員に「誰のおかげで教育委員でいられるのか。罷免要求を出しますよ」と恫喝したことが報道された。このことへの市教育委員会の見解と対応は。

●答弁 このことは、大阪府教育委員

会の案件であり、新聞報道による情報しかないため、答弁できる内容ではない。

●質問 命令や強制、恫喝をもって教師や子どもたちを強制的に服従させることが教育と言えるのか。一般論としての考えは。

●答弁 恫喝の意味は、人を脅して恐れさせること。職員間、教員と子どもの関係の中で、恫喝があつてはならないものであり、教育現場においては指導、支援、助言が信頼関係の構築にとって大切であると認識している。

●質問 府教育長の発言は、教育者としての適格性を欠くもの。教育長の考えは。

●答弁 教育長として答弁できる内容ではない。ただ、府教育委員会がスムーズな運営が図られることについては市町村の教育長も望んでいる。

●意見 教育は命令や強制、恫喝の中で行うものではない。お互いを尊重しあう中で営まれるもの。独りよがりの教育改革は子どもに不幸をもたらす。教育委員会は、この問題から逃げずに真直面から向き合ふべきである。

《羽曳野市名木100選を》

●質問 日本100名山というのがあるが、羽曳野市100名木を指定し、観光施策に生かしてはどうか。

●答弁 名木100選と銘打つことにより、身近な樹木への関心が深まることや、地域のシンボルとして大切にしていこうという環境づくりから、大変意義のあることだと考えている。

●要望 名木を指定することには意義があるという事なので、ぜひ検討を。

通堂義弘（公明党）

《消費者教育の充実について》

●質問 ①消費者白書の内容と羽曳野市の現状課題と対策②消費者教育推進法の目的と意義に対する市の所感③学校における消費に関する教育指導

●答弁 ①2013年度の消費生活相談件数では、9年ぶりに増加。又、食をめぐる消費者トラブルが大きな話題となったことから、メニュー表示問題、冷凍食品への農薬混入事案、健康食品送りつけ商法等の食料品に関する相談件数が、2010年度と比較して約2倍となった。インターネット回線や携帯電話等の通信サービスの契約・解約に伴うトラブル、インターネット通販の問題、未成年者によるオンラインゲームへの高額課金の相談等の件数が、2009年度と比較して約1.7倍へと増加した事等が報告されている。平成25年度に本市の消費生活センターに寄せられた新規の相談件数は389件で、前年度と比べて約12%増加。情報通信に関する相談件数が一番多く、2番目は新聞解約トラブル、スマートフォン等の補償トラブル等の教養、娯楽に関する相談。3番目は太陽光発電システムや建物改築に関する契約問題などの土地・建物・工事に関する相談と続いている。高齢者からの相談件数は、全体の30%を占めて、その内容は、社債・未公開株・ファンド型投資商品等の金融トラブルや外貨建てのリスクの大きい生命保険の相談が増加。その特徴は契約内容を十分に理解出来ていない状態で契約に至るケースが目立つ。対策は、公募により大阪府の消費相談養成

講座を受講した方に、暮らしのナビゲーターとして地域の自治会や老人会の集まりに出向き、悪質商法による、騙しの手口やその対処法について解りやすく情報提供し、平成25年度は公民館等で5回開催。市広報に消費生活Q&Aのコナーを設け、相談件数が多い事例等の紹介やクーリングオフ制度等の解説等、被害を未然に防ぐための啓発活動も行っている。今後は、近畿財務局や国民生活センター等で実施されている出前講座等も検討していく。②消費者教育の推進に関する法律は、消費者保護の観点から有効な施策であると認識している。成人式で消費啓発カレンダーの配布、啓発チラシを公共施設に配架。年齢や場所に応じて消費者教育と被害防止に努めている。今後とも関係機関との連携を図りながら、消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえた取り組みを進めていく。③小・中学校での、消費等に関する教育の取り組みは、学習指導要領に基づき、小学校家庭科の授業、中学校では、社会科の公民的分野、技術家庭科の家庭科において取り扱っている。家庭生活と消費について、自分や家族の消費生活に関心を持たせ、消費者の基本的な権利と責任について理解させる事。販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資、サービスの適切な選択、購入及び活用出来る事を目的に授業を展開している。

●要望 当市においても相談件数も増えており、消費者教育の推進計画策定を初め、消費者教育の充実に積極的な取り組みを要望。

田仲基一（大阪維新の会）

《子ども・子育て支援新制度について》

●質問 入園募集が始まる12月になっても詳細が決まらず、財源も不透明。場当たり制度設計のツケが自治体や市民、事業者に戻され、4月から子供を預けようとしている親御さん、預かる立場の事業者も深刻な不安にさいなまれている。このような事態はあつてはならない。また新制度により、これまで入園を諦めていた潜在的待機児童家族が新しく入園を希望し、かえって受け入れ限度を超え、待機児童が増加することを危惧するがどうか。また前回質問した学童保育の対象を小学3年生から6年生までの引き上げは、取りやめられることはないか確認する。

●答弁 国の予算編成過程を注視し、4月の新制度に向け国、自治体がそれぞれの役割をきっちり果たしていくべきと考える。入園希望者が増加する可能性も考えられるが、現在入園申し込み受け付けの最中なのでまずは状況等を見きわめたい。学童保育については、これまでも運営費等に国3分の1、府3分の1の補助が実施されていることもあり、しっかりと準備を進めたい。

●要望 大改革と称して国が消費税増税分を子育て環境に充てると言うのなら、幼保保育料全国一律無償化まで踏み込むべき。それが政治力ではないか。今回の制度施行前のドタバタは現場軽視の政府の失策。中央集権の限界を感じる。地域の実情に見合った多様な税の使い道のあり方を進めなければならなと感じた。就学前児童の教育は大

変重要。たくましく生きる力を身につける「いしずえ」ができる大切な時期のお子様を預かる責任を行政として深く認識し、子供たちのための新制度となることを強く願う。

《観光施策について》

●質問 歴史文化都市に恥じない観光施策は市民が様々な試みをしているにも関わらず、行政には全く欠けている。文化観光施策の強化を強く求める。

●答弁 今後は、大学、民間のノウハウなどの活用も視野に入れ、次期総合基本計画の中においても都市のブランド化について検討を行っていく。

●要望 京都奈良より古い時代、人々がどんな営みをしていたかを探求する、知的好奇心を刺激する旅は間違いない。羽曳野観光の財産。それを私はこれまでのまちづくり活動を通じて確信している。当市を舞台にした紀行「街道を行く」司馬遼太郎氏、小説「風の王国」五木寛之氏。またヤマトタケル白鳥伝説は映画、歌舞伎、オペラ化され、アニメ「機動戦士ガンダム」作画監督、安彦良和氏により漫画化もされている。これら全ては私たちが住む羽曳野市の歴史的資産でもあり、それらとコラボレートしたPR、また新しい物語の創作により、当市の歴史文化観光の可能性は無限に広がっていく。来年は人が紡ぐ物語にスポットを当て、文化芸術にねざした歴史観光都市ブランド形成に向けての活動を要望する。また積極的に観光協会を活用すべき。来年度、観光協会活動助成金の計上を市に強く要望する。

日和千賀子（大阪維新の会）

《乳幼児医療助成制度の拡充について》

●質問 大阪府は、平成27年度から府内の市町村に交付している補助金について、3歳未満からとしている対象年齢を小学校就学前まで拡充する方針を固めた。平成27年度からの乳幼児医療拡充のための助成制度や新子育て交付金について、大阪府助成制度を変更されることによる影響。新子育て交付金制度の活用方法は。

●答弁 大阪府の乳幼児医療費助成事業ですが、平成27年度から補助対象年齢を入・通院ともに就学前までとし、所得制限については所得金額では約357万円と基準が厳しくなる。新子育て支援交付金について、乳幼児・子ども医療費助成事業を含めた子育て支援施策に幅広く活用。大阪府の乳幼児医療費助成制度が変更となる影響について、府の補助額は減額になると試算。本市は所得制限を設けることなく助成ができればと考えている。新子育て交付金制度を受けて子育て支援施策のメニュー案を踏まえながら検討。

●要望 羽曳野市としては所得制限を設けることなく乳幼児医療費助成を。近隣に比べてまだまだおくれをとっているのも現状。新子育て交付金を活用し、一年間でも長く通院医療費を拡充していただきたい。

《新電力導入について》

●質問 富田林市も市全体で年間数百万円単位の経費削減を見込んでいるが、本市の取り組みは。

●答弁 関西電力と平成26年度から平

成28年度までの長期特約付きの契約を結んだところ。基本料金が4%割引きされており、新電力の導入等については、いまだ検討に至っていない。

●要望 平成28年度までの契約終了とともに、電力料金の変動を踏まえ、経費削減を行うため検討をしていただきたい。

《地域支援事業について》

●質問 平成27年4月の介護保険改定に向け、第6期介護保険事業計画の進捗状況。要支援1、2の方々のデイサービスやヘルパーというサービスが地域支援事業に移行するが、今後行われる地域支援事業は。

●答弁 推進協議会において計画の全体像をご提示。今後の地域支援事業について、介護予防サービスとしての内容が低下しないことを重点的に検討。引き続き現在のサービスの継続が必要な方については、適切に受けられる形で制度設計。

●要望 各市町村の裁量により、介護保険のサービスを受ける高齢者の方への待遇に大きな差が出る可能性がある。介護事業所は一人一人のご利用者様の身体状況やデータをもとに目標設定を行い、結果を出してきた。新総合事業として、一人一人のデータをもとにメニュー設定や目標設定を行える運動に特化したものが必要。また、清潔を保ち、栄養状態を維持する。事業所との連携も図り、明確な目標を持った全国にも誇れるような新総合事業を創設していただきたい。

若林信一（日本共産党）

《来年度の予算編成について》

●質問 日本共産党は毎年、市長と教育長に予算要望書を提出。地方自治体本来の仕事である住民の安全・健康・福祉を最優先に、公正で民主的な市政運営を進めることを要望し、来年度の主な事業の特徴、財政健全化等を質問。

●答弁 次期議会に平成27年度の主要事業を示す。最小の経費で最大の効果が発揮される事業選択を行う。無駄な事業は無い。同対策事業は終了し一般施策として実施している。

●市長 地方公共団体の基本的な役割として、住民福祉の増進を図ることは市として、これからも進めていく。

●要望 介護保険制度や子ども・子育ての新たな国の制度のもとで、国の制度の改悪持ち込みには市が防波堤となつて防ぎ、市民の福祉や教育の充実ができる予算編成を要望する。

《介護保険制度の第6期計画について》

●質問 要支援1・2のヘルパー、デイサービスを利用する合計千人を超える人たちが来年4月から保険給付から外されるのが最大の問題。計画の特徴点や総合事業はどう考えているのか。

第6期介護保険料の基準額試算値は、羽曳野市は、月額6,467円、年間7万7,604円、11年先の保険料は月額9,648円、年間10万円を超え11万5,776円になると厚生労働省に報告しているが、これはどういう事なのか。基盤整備は施設を増やす計画はあるのか。

●答弁 第6期計画の特徴は、地域包括ケアシステムの構築と認知症施策の推進。2,025年までの中長期的な

地域包括ケアシステム構築と3カ年の方針を策定する。新しい総合事業は、平成28年度に開始できるよう検討を進め、開始までは保険給付の対象となる。介護保険料の額は、現在提供されているサービスをそのまま延長した場合の推定結果で参考資料の一つである。

●市長 地域包括支援センターは、必要に応じて新しく職員も採用し、施設の充実も図っていくと思う。

●要望 今の制度を維持充実させながら、一般財源の繰り入れをして保険料の引き上げにならないようにし、基盤整備の充実とともに地域包括支援センターの職員を増やす事を強く要望する。

《大阪都構想について》

●質問 大阪都構想は、大阪市を無くして、その権限、財源を一人のリーダーの手にゆだね、大型開発などをする構想で、二重行政の解消は財産とともに自治体の公的責任も投げ捨てられる。大阪府議会・大阪市議会とも過半数で大阪都構想の協定書を無効とする決議が採択された。大阪都構想と議会制民主主義を否定する進め方について質問。

●答弁 二重行政の解消を目指す議論を尽くすことは否定するものではない。

●市長 大阪都構想については何ら興味を持っていない。二重行政を解消していくのはいいのではないか。

●意見 大阪都構想と二重行政は一体。大阪都構想に準ずる施策の展開として羽曳野市でも沢山の福祉や教育が切り捨てられてきている。キツパリとした態度をこの機会に示すべきである。

外園康裕（公明党）

《空き家等への対策について》

●質問 国会において、空家等対策の推進に関する特別措置法がようやく成立した。当市としても、本特措法を受けて早急に対応を進めていただけるものだと期待を持って認識している。空家等対策特別措置法成立を受けて、当市としてどう対応していくのか。国、大阪府への具体的な働きかけについてどのように進めていくのか。

●答弁 空き家等の所有者等を特定するために固定資産税の課税情報などが利用できる。立入調査等について、また助言、指導、勧告、命令等についても触れられており、より対応しやすくなる。国が定める基本的な指針などはまだ示されていないが、本市として情報収集に努め、遅滞なく対応していく。全国市長会において、議員立法による法律の成立について多大なる感謝の声明が発表されている。本市として、国の基本的な指針に対する意見聴取などの機会を逃さず、実務がより進めやすくなるように国や大阪府に働きかけていく。

●質問 せっかく特措法ができたので「何としてもお困りの方の力になるんだ」という強い意志で取り組んでいただきたい。空き家等の跡地とは空き家等に係る敷地のことで、その活用の促進に関する事項を空き家等対策計画にて明確にできる。今後空き家を除去してできる跡地だけでなく、以前から放置されている区画も対象として含まれているのか。

●答弁 国や大阪府からその詳細はまだ示されていないが、現在その状態であるものも含まれると推察している。空き家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置については、全国市長会がその声明により、具体化に当たっては都市自治体の意見を聞き、それが反映されることを求めるとしている。本市も、今後の動向を注視してまいりたい。

●要望 既に放置区画となっている場合も対策の対象になると聞き、安心した。今回、空き家等対策特別措置法が成立をしたことで、問題解決へのスタート地点が定まった。当市として空き家等対策計画を定めていくことになった場合、その中で当市独自の対策がより明確になるものと思っている。その際に、例えば協議会についても、条文には、市町村は空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるとあるが、ともすれば対策の推進にブレーキをかけてしまうことにもなりかねないし、逆に形だけのものになってしまうというところも考えられる。条文にあるから組織しなければならぬというような考え方ではなく、その活動内容が実効性を伴うものとなるように慎重にご検討いただきたい。また、税制上の措置の具体化も大変大きな課題である。これこそ国や大阪府に大きく働きかけていくべき課題であるので、しっかりと対応していただきたい。お困りの事例に対して、今回推進する対策の手が届くことを強く要望する。

金銅宏親（市民クラブ）

《埴生小学校跡地の利用》

●質問 取り壊し後建設が予定されている（仮称）西部スポーツ公園の計画内容について。

●答弁 （仮称）西部スポーツ公園の内容は、グラウンド、多目的広場、遊歩道、緑地、駐車場、健康遊具の設置。

●質問 施設完成後の周辺の環境改善について。

●答弁 整備を行う予定である遊歩道や歩道等は、埴生小学校の通学路としての利用も検討している。登下校時の児童の安全が確保できるようしっかりと検討していく。

●要望 利用者の皆様の意見、要望も取り入れ、公園機能も充実をさせ、西部地区の皆様はもとより市民の皆様に喜んでいただけるような施設をつくってほしい。

《グレイプヒルスポーツ公園の改修について》

●答弁 改修内容は防球ネットを改修するとともに、本部機能の充実を図る。

●質問 改修後利用種目が変わるのか。

●答弁 現行と同様、多目的にご利用いただける。

●質問 交差点は見通しも悪く、帰りは急な坂道、交通事故も発生している。地元駒ヶ谷町会からも再三、交差点に信号機を設置要望が出ている。交差点に信号機を設置する考えがないのか。

●答弁 交差点の位置は、道路の最下部にあるため視認性の確保がしづらく交通事故も発生していることは認識している。地元町会から交差点の信号機設置要望を承っている。羽曳野警察に信号機設置の要望を行った。市道を横断する歩行者が少なく、信号機設置の必要性が認められない。改修後の利用者の増加、歩行者や交通量の増加も予想される。本交差点への信号機設置は必要であると考えている。今後も信号機の設置要望を行っていく。

●要望 今回改修により、利用者の利便性の向上と施設機能の強化は大変喜ばしい。市民の皆さんに喜んで使用していただくためにも、交差点に一日も早く信号機の設置を要望する。

《市営斎場建設について行政の今の考え》

●答弁 市民の皆様方の要望が高いことは認識している。市営斎場も含めて新たな公共施設の整備については、その必要性や費用対効果なども踏まえ慎重に検討する。

●質問 広域で考えられないか。市単独で建設が困難であれば、広域での組合方式での建設、運営の検討は。

●答弁 市民ニーズも十分に検証しながら、広域的な取り組みの可能性や民間施設の設置状況や利用状況などを勘案しながら、その必要性を、十分に検討していく。

●要望 市民の皆様が住みなれ、親しんだ地元羽曳野市で最期を迎えられたとき、心を込めて行政がお見送りをする。これも大切な行政の住民サービスである。市民が安価で安心して葬祭を行うことができるよう今後も市民の皆様様の市営斎場計画の要望は高まることが予想される。市民負担を考慮し、今後とも市営斎場計画を引き続き広域も踏まえて検討していただけるよう強く要望する。

松村尚子（自由民主党議員団）

《議会議論と答弁の重さについて》

●質問 通告では私が行ってきたこの一年間の質問・指摘について、答弁内容の信ぴょう性を取り組みとした。答弁を顧みると、25年12月での予算に関わる答弁が間違っていることがわかり、一度は訂正の手続きが取られたが、その手続きが取り消された。次の議会でもそのことについて再度質問を行うと「勘違いだった」とする発言があった。6月議会では、1回目と2回目で整合性のない答弁が行われ、また9月議会では策定を急ぐよう指摘されている計画が他の事業に予算を流用すると答弁の中で報告された。議会での発言は議事録という形で未来永劫残され、理事者の答弁も市民に述べられたことと同じ意味を持つ。そこに議会発言の重みというものが存在するが、その重みをどう認識されているのか。

●答弁 議会は広くまちづくりにかかわる事項について、市民代表である議員と執行機関が議論を通じて、市民の声を行政に反映させる場であることを認識している。意見を真摯に受け止め、あすの羽曳野市と羽曳野市民のために尽力したい。

●意見 議会で行われた答弁からは、およそ想像がでない施策変更があったのも事実。説明責任を果たし、理解を求めるという関係があつてこそ民主主義の大原則が保たれる。執行機関と議決機関の健全な緊張関係を保ちながら、羽曳野市政の発展に、ともに邁進していきたい。

《学力向上施策について》

●質問 府教育委員会が「大阪の学力向上に向けた重点対策」を決定した。これは今年度の全国学力・学習状況調査で、府下の小中学校の平均正答率とともに全国平均を下回り、昨年よりも下がったために打ち出されたが、実効性に期待ができず、府教委に対する提出書類の作成に追われ、逆に本来、子供に目を向けなければならない時間が削がれるものとなっている。府下の教育委員会でも実効性を確信する教育委員会はなく、府教委内部でもコンセンサスを得て策定されたものではないと想像できるものである。大きな問題を抱えているとする重点対策市町村に羽曳野市の中学校が含まれたが、府の施策の評価とは。また、市が進めようとする施策と府の施策とではどちらを優先して行っていくのか。

●答弁 市教委としては、学校への負担等も考慮し、今あるものをつくりかえて新しい施策とすることを基本としている。学力向上は、取り組みの検証が重要だと考える。府が打ち出した施策は学力向上であり、本市では学力向上については従前より重点を置いて取り組み、両者とも重点的に取り組む必要があると考えている。

●意見 今回の学力向上にむけた重点対策は、学力テストで結果を出す超短期施策。効果が期待できない事業に労力を費やすのではなく、腰を据えた取り組みが優先されるべき。公教育の責任は15歳の学力の保証と健全な心の人材の育成。その責任が果たせるよう、施策の確立と予算の確保を要望する。

笹井喜世子（日本共産党）

《子ども・子育て支援新制度について》

●質問 新制度が今年4月スタートするが、保護者や保育関係者に十分その内容が届いておらず不安が広がっている。①新制度では施設型保育と地域型保育が示されているが、市の方向性は。②保育料の設定は。③保育定員の確保は。

●答弁 ①公立幼稚園では特に変わることはなく、保育園では基本的には従前通り保育を実施。認定こども園は就学前の教育、保育の一体化を趣旨とした認定こども園も含め、施設整備のあり方について検討。地域型保育は現時点では予定していない。②保育園では保育料の階層区分が所得税から市民税所得割課税額へ変更されるが、従前通りの18階層設定で、国基準額の総額の7割と同様の考えで進める。公立幼稚園では一律から所得に応じた保育料となり、国が定める保育料の額や公定価格の決定を踏まえて、保護者の大きな負担にならないよう決定したい。③確保方策は、現時点で保育園の定員の増員を検討。平成27年度では3号認定の児童について公立、民間保育園にて一定の増員を検討している。

●要望 羽曳野市では認定こども園や地域型保育は作られなかったが、新制度に移っていく中で、受け皿や保育料がいまだに明らかになっていない。保護者の不安を払しょくするためにも利用者負担が変わらないよう、早急に利用者の方々に説明を行うよう強く要望。さらに公的保育を堅持し子どもの保育権利保障を基本として、格差のない保育サービスを進めるべき。

い保育サービスを進めるべき。

《認知症高齢者対策について》

●質問 国でも認知症高齢者の増加を重く見て、平成24年9月に認知症施策総合推進事業が実施された。①認知症高齢者への市の取り組みと体制は。②今後の取り組みの計画や見通しは。

●答弁 ①地域包括支援センターの本来的業務と兼務の体制で、専門職種6名が対応している。②羽曳野市の法定数は保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3職種各6名の18名で充足率は33%。人員増については、必要に応じて対応していきたい。専門的な体制の充実と地域での緩やかな見守り体制ですすめたい。

●要望 27年度からは新しい事業が創設され、地域包括支援センターの再構築が必要であり、法定数に見合った専門職を増員し、地域包括支援センターの充実を強く要望する。

《集团的自衛権行使容認について》

●質問 安倍政権が国民多数の反対を押し切つて集团的自衛権行使容認の閣議決定を強行した。本市は非核平和宣言都市であり、市長は毎年広島・長崎の平和式典にも出席し、平和の活動を内外にアピールされている中で、この閣議決定への見解を聞く。

●市長 閣議決定された案件は国策でありコメントする立場でないが、基礎自治体の役割を認識しながら行動していきたい。

●要望 平和の活動を続けてこられた市長を先頭に、住民の命とくらしを脅かす閣議決定を撤回する世論を大きく広げようとする。